

喬木村耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

令和3年12月

喬 木 村

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 避難施設の耐震化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・ 19
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 20
- 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震に関するハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 パンフレットの作成及び配布並びに講習会の開催・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 自治会等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 耐震改修促進税制等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

別表

- 別表1（多数のものが利用する特定建築物）・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 別表2（要緊急安全確認大規模建築物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

はじめに

1 計画の目的

喬木村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命や財産を守ることを目的として策定するものです。

2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により策定するものです。

また、村における他の計画（喬木村第5次総合計画や喬木村地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1) 「喬木村第5次総合計画」

喬木村第5次総合計画において、基本目標3 環境にやさしく安心安全なむらの1つである消防防災対策の充実の具体的な取り組みとして、建築物の耐震化等について定めています。

(2) 「喬木村地域防災計画」

喬木村地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いむらづくりの中で、建築物等の安全化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

才 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

こととされています。

(3) 「喬木村国土強靱化地域計画」

喬木村国土強靱化地域計画において、第4章 国土強靱化のための施策プログラムの中で、第3節 リスクシナリオに応じた施策プログラムの1つである人命の保護が最大限図られることの具体的な取り組みとして、建築物の耐震化等について定められています。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、前計画（平成28年4月策定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取り組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月には新潟県中越地震、そして平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、また、東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊頭数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させる恐れのある建築物の指導・助言を実施

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等避難弱者が利用する大規模なもの等の平成27年度末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路遠藤建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。)及び長野県耐震改修促進計画(第Ⅲ期)(以下「県計画」という。)においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして県計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では喬木村の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)のイ及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、糸魚川-静岡構造線で発生する地震における30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

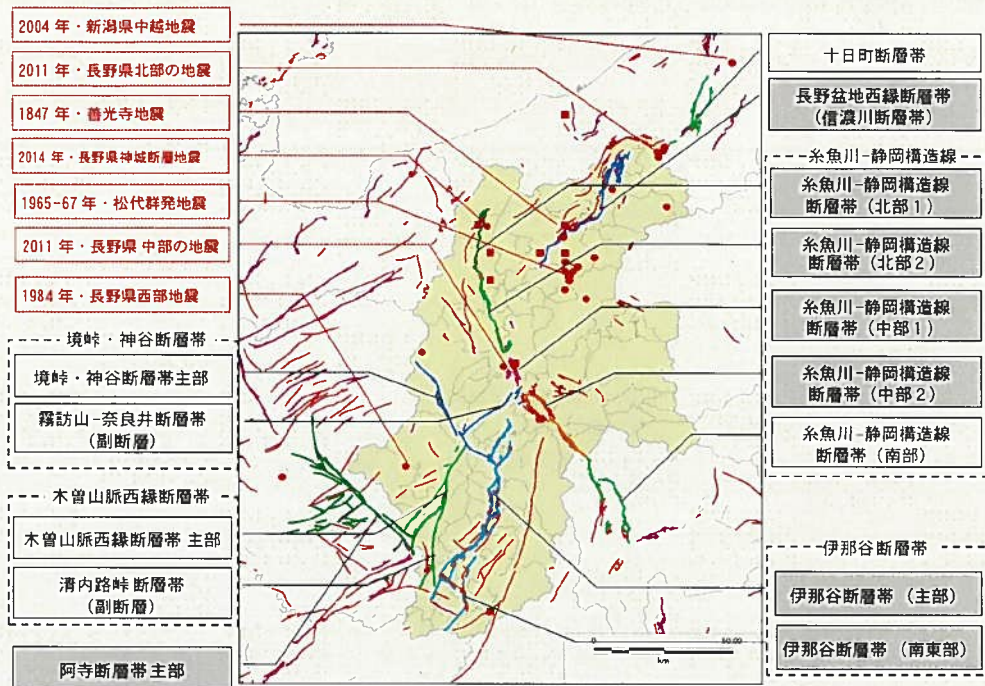
(表1-1) 想定地震等の概要

| 種類 | 地震名 | | 参考モデル | 長さL (km) | マグニチュード | | 備考 |
|---------------------|--------------------|---------------|--------------------|-------------|----------------|----------------|------------|
| | | | | | M _j | M _w | |
| 内陸型 (活断層型) 地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震 | | 地震調査委員会(2009) | 58 | 7.8 | 7.1 | 4ケース |
| | 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 | 全体 | 文部科学省研究開発局ほか(2010) | 150 | 8.5 | 7.64 | 構造探査ベースモデル |
| | | 北側 | | 84 | 8.0 | 7.14 | |
| | | 南側 | | 66 | 7.9 | 7.23 | |
| | 伊那谷断層帯(主部)の地震 | | 地震調査委員会(2009) | 79 | 8.0 | 7.3 | 4ケース |
| | 阿寺断層帯(主部南部)の地震 | | 地震調査委員会(2009) | 60 | 7.8 | 7.2 | 2ケース |
| | 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 | | 地震調査委員会(2009) | 40 | 7.5 | 6.9 | 2ケース |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地震 | | 地震調査委員会(2009) | 47 | 7.6 | 7.0 | 4ケース | |
| 海溝型地震 | 想定東海地震 | | 中央防災会議(2001) | - | 8.0 | 8.0 | 1ケース |
| | 南海トラフ巨大地震 基本ケース | | 内閣府(2012) | - | 9.0 | 9.0 | 1ケース |
| | 南海トラフ巨大地震 陸側ケース | | 内閣府(2012) | - | 9.0 | 9.0 | 1ケース |

(注) 気象庁マグニチュード(M_j)とモーメントマグニチュード(M_w)について

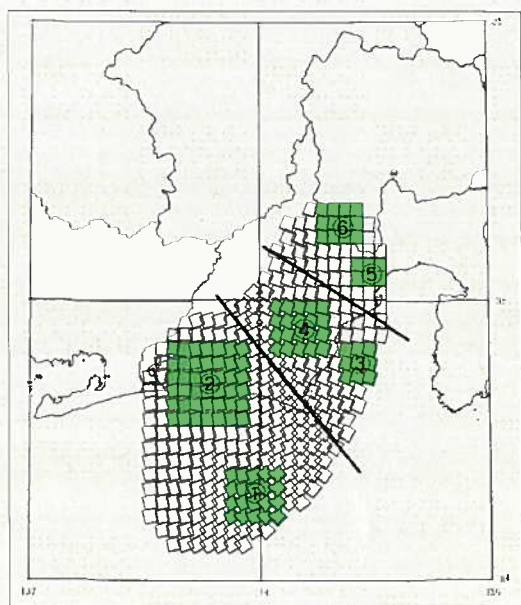
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M_j)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部長(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

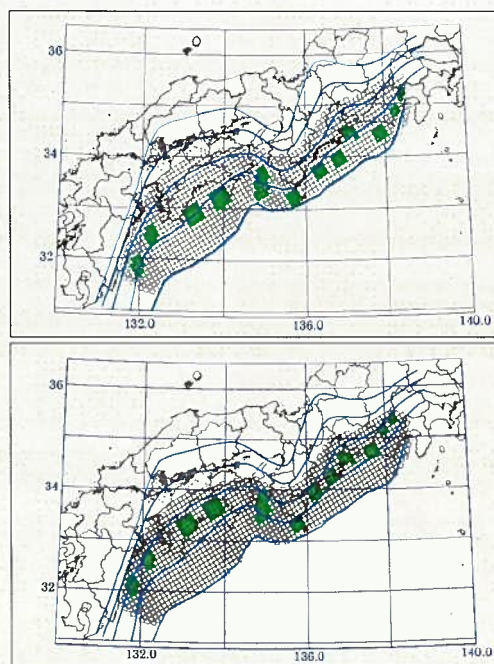


| | | | |
|---|------------------------------|---|---------------------------------|
| ■ | 長野県に被害をもたらした歴史地震 | — | 「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002) |
| ● | 1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震 | — | 地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置 |
| — | 「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991) | ■ | 長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯) |

(図1-1)長野県の活断層の分布と被害地震の分布(出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□: 小断層 ■: 強震動生成域 (SMGA) の位置
 (図1-2) 想定東海地震の断層モデル
 中央防災会議(2001)
 (上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
 内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

| 種類 | 想定地震名 | 国等の見解・公表 | 計測震度等の予測※3 |
|---------------------|--|--|---|
| 内陸型 (活断層型) 地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震 | 30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2) | 長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 |
| | 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 | 30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2) | (全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 |
| | | | (北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 |
| | | | (南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 |
| | 伊那谷断層帯(主部)の地震 | 30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2) | 上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。 |
| | 阿寺断層帯(主部南部)の地震 | 30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2) | 木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 | 30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2) | 上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。 | |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地震 | 30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2) | 木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。 | |
| 海溝型地震 | 想定東海地震 | 東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議) | 飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 |
| | 南海トラフ巨大地震 | 30年以内の地震発生確率は 70% (地震調査研究推進本部※2) | (基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 |

※2 R3.1 地震調査研究推進本部による。

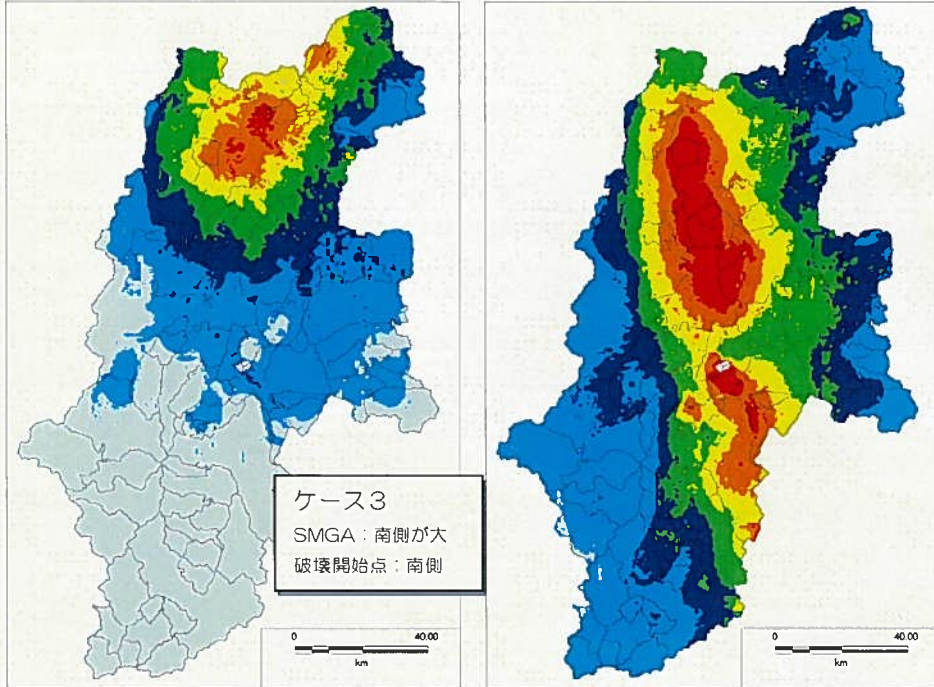
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、また、近い将来これら地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

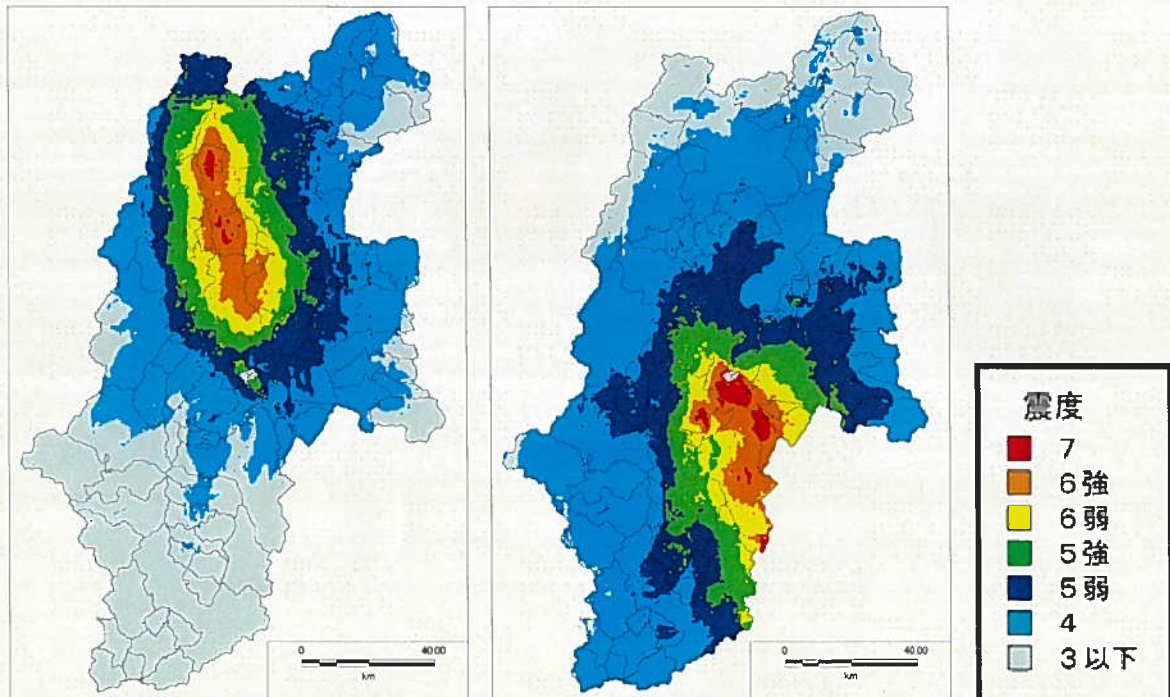
(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

※5 建築物被害が最大のケースを示す。



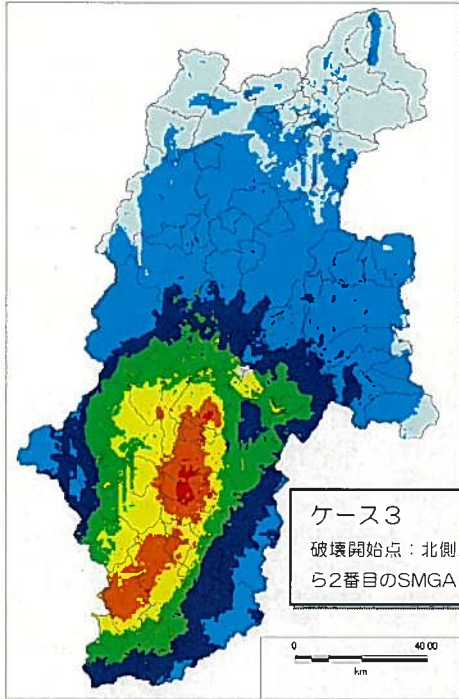
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震（Mj7.8）の地表震度分布

(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（全体：Mj8.5）

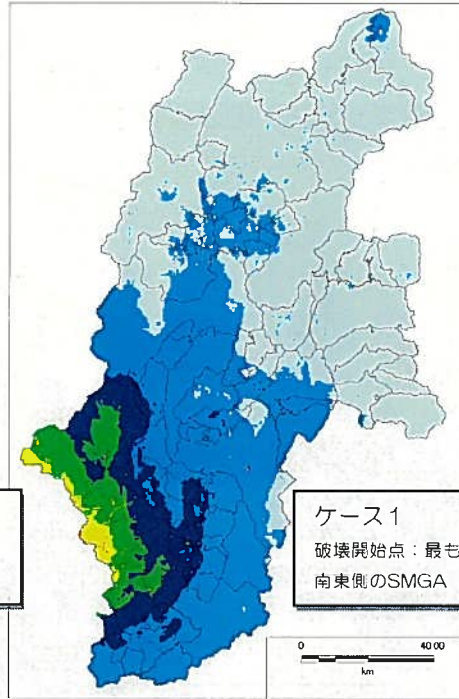


(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（北側：Mj8.0）

(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（南側：Mj7.9）



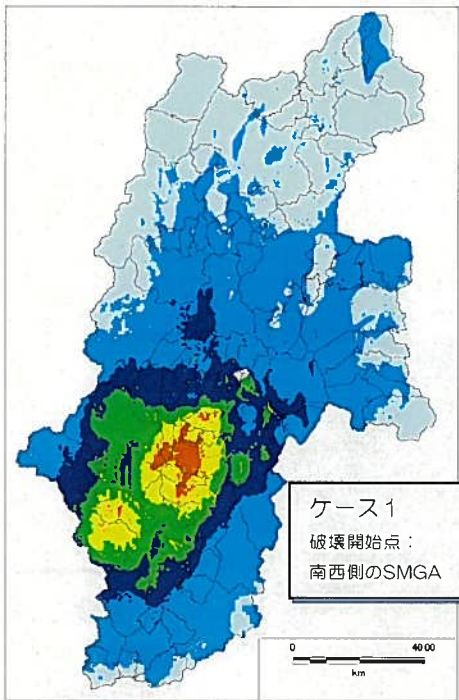
ケース3
破壊開始点：北側から2番目のSMGA



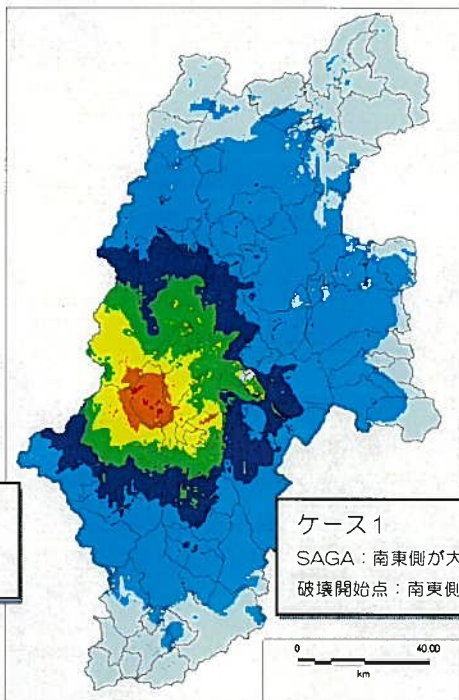
ケース1
破壊開始点：最も南東側のSMGA

(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)の地震(Mj8.0)の地表震度分布

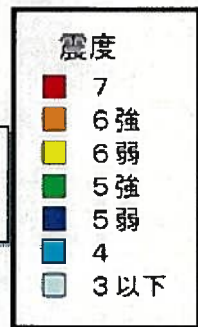
(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)の地震(Mj7.8)の地表震度分布



ケース1
破壊開始点：南西側のSMGA



ケース1
SAGA：南東側が大破壊開始点：南東側

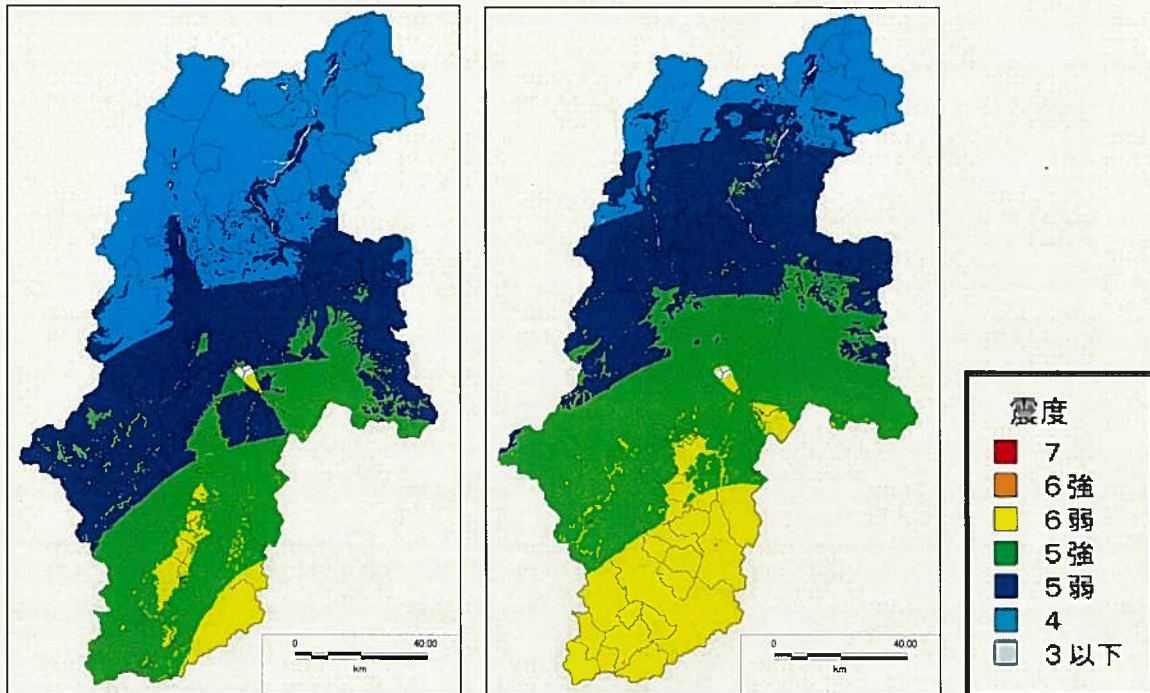


(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

(図1-11) 境峠・神谷断層帯(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布

(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも、県内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 喬木村の被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

| 種類 | 地震名 | | 地震ケース等 | | | 建築物被害 | |
|---------------------|--------------------|------|--------|------|-----|-------|-----|
| | | | | | | 全壊・焼失 | 半壊 |
| 内陸型 (活断層型) 地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震 | | ケース3 | 冬18時 | 強風時 | 0 | 0 |
| | 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 | 全体 | - | 冬18時 | 強風時 | * | * |
| | | 北側 | - | 冬18時 | 強風時 | 0 | 0 |
| | | 南側 | - | 冬18時 | 強風時 | * | * |
| | 伊那谷断層帯(主部)の地震 | | ケース3 | 冬18時 | 強風時 | 80 | 520 |
| | 阿寺断層帯(主部南部)の地震 | | ケース1 | 冬18時 | 強風時 | * | * |
| | 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 | | ケース1 | 冬18時 | 強風時 | * | * |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地震 | | ケース1 | 冬18時 | 強風時 | 0 | 0 | |
| 海溝型地震 | 想定東海地震 | | - | 冬18時 | 強風時 | * | 10 |
| | 南海トラフ巨大地震 基本ケース | | - | 冬18時 | 強風時 | * | 20 |
| | 南海トラフ巨大地震 陸側ケース | | - | 冬18時 | 強風時 | 50 | 450 |

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

*: わずか

(表1-4) 喬木村の被害想定(人的被害)

(単位:人)

| 種類 | 地震名 | | 死者数 | 負傷者数 | 負傷者のうち 重傷者数 | 避難者数 |
|---------------------|--------------------|----------|----------|------------|----------------|------|
| 内陸型 (活断層型) 地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震 | | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 |
| | 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 | 全体 | * (*) | 10 (10) | * (*) | 10 |
| | | 北側 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 |
| | | 南側 | * (*) | * (*) | * (*) | 10 |
| | 伊那谷断層帯(主部)の地震 | | * (*) | 80 (80) | 50 (40) | 480 |
| | 阿寺断層帯(主部南部)の地震 | | * (*) | * (*) | * (*) | 10 |
| | 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 | | * (*) | * (*) | * (*) | 10 |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地震 | | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 | |
| 海溝型地震 | 想定東海地震 | | * (*) | * (*) | * (*) | 20 |
| | 南海トラフ巨大地震 基本ケース | | * (*) | * (*) | * (*) | 40 |
| | 南海トラフ巨大地震 陸側ケース | | * (*) | 60 (60) | 30 (30) | 410 |

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

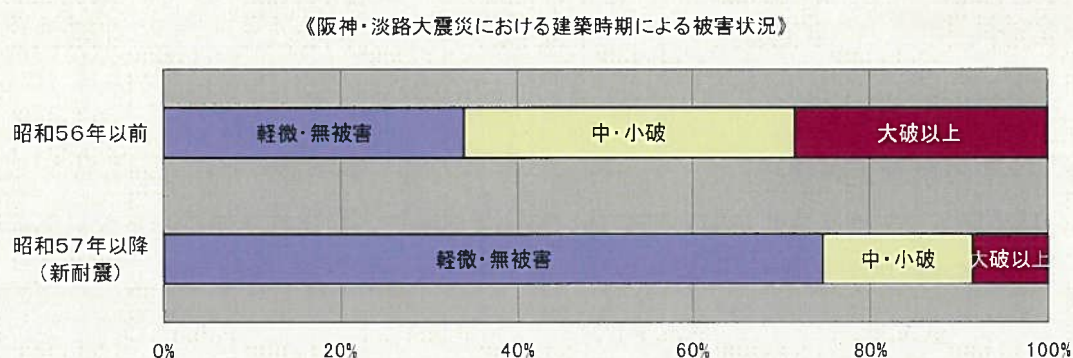
※ ()内は建築物倒壊による死者数等。

*: わずか

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準によるもの）について被害が大きかったことが分かっています。（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）



（出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和 3 年の固定資産税課税台帳を基に、本計画の対象とする住宅総数を推定したところ、喬木村の住宅総数は、2,399 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、1,093 戸で全体の 45.6% を占めています。（表-2）

（表-2）建築時期別住宅戸数

（単位：戸）

| | |
|---------------|---------------|
| 住宅総数 ※ | 2,399 |
| うち昭和 55 年以前建築 | 1,093 (45.6%) |
| うち昭和 56 年以降建築 | 1,306 (54.4%) |

※ 住宅総数は、固定資産税課税台帳による家屋軒数（2,997 軒）を基に、平成 30 年住宅・土地統計調査報告による「居住世帯なし」の比率を参考に補正した数値です。 $2,997 \times 19.972\% = 598.56 \rightarrow 598$ 戸を減しました。

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成16年度から、耐震診断耐震補強事業を実施してきました（表-3）。

（表-3）耐震診断・改修の実績

（単位：戸）

| 耐震診断 | | H16 ~25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|--------|------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 住 宅 | 簡易診断 | 69 | - | - | - | | | | | 69 |
| | 精密診断 | 52 | 3 | 2 | - | 1 | 4 | 4 | 1 | 67 |
| | 避難施設 | - | - | - | - | | | | | 0 |
| 耐震改修 | | 4 | 1 | - | - | | | 1 | 1 | 7 |

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行ったことにより耐震性を有しているものを加えると、1,671戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で69.7%と推計されます（表-4）。

（表-4）住宅における耐震化率の現状

（単位：戸）

| | |
|------------------------------------|-------|
| 住宅総数 (a) | 2,399 |
| 耐震性を満たすもの (b=d+f+g) | 1,671 |
| 耐震化率 (c=b/a) | 69.7% |
| 昭和56年以降に建てられたもの (d) | 1,306 |
| 昭和55年以前に建てられたもの (e) | 1,093 |
| 既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f) | 210 |
| 耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g) | 155 |
| 耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h) | 728 |

（出典：H30住宅・土地統計調査から推計）

※昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあたっては便宜上この区分を採用しています。（以下同じ）

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物は8棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの4棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの4棟に昭和57年以降に建築されたもの4棟を加えた8棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で100%と推計されます(表-5)。

(表-5) 特定建築物における耐震化率の現状(単位:棟)

| 特定建築物総数(a) | 公共建築物 | 民間建築物 | 計 |
|-------------------------------|-------|-------|------|
| | 8 | 0 | 8 |
| 耐震性を満たすもの(b=d+f+g) | 8 | 0 | 8 |
| 耐震化率(c=b/a) | 100% | 0% | 100% |
| 昭和57年以降に建てられたもの(d) | 4 | 0 | 4 |
| 昭和56年以前に建てられたもの(e) | 4 | 0 | 4 |
| 耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの(f) | 4 | 0 | 4 |
| 耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g) | 0 | 0 | 0 |

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを目標としています。県計画の耐震化率の目標並びに本村において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、村内の地震被害想定を半減化を目指して、令和7年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を90%とします。

目標の達成に向けては、計画期間の5年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

4 公共建築物の耐震化の目標等

災害時には、①庁舎は被害情報の収集や災害対策指示が行われ、②学校は避難場所等として活用され、③病院は災害による負傷者の治療が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。このため、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から公共建築物の耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち喬木村地域防災計画に位置付けられた村有施設（以下「村有施設」という。）にあつては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設については、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する特定建築物（以下「災害拠点施設等」という。）に関し、重点的に耐震化を進め、その他の村有施設についても随時耐震化を進めます。

(2) 村有施設の耐震化の現状

現在、村有施設のうち災害拠点施設等（村営住宅を除く。以下同じ。）は16棟あり、昭和56年以前に建てられたものが8棟で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは8棟、昭和57年以降に建てられた8棟を加えた16棟が耐震性を有していると考えられ、耐震化率は100%となります（表-8）。

（表-8）村有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状

（単位：棟）

| 建築物の分類 | 本庁舎、 支所庁舎、 消防署等 | 小中学校、 体育館 | 病院、 診療所 | 社会福祉 施設等 | 左記以外の 用途 | 合 計 |
|--------------------------------|-----------------------|--------------|------------|-------------|-------------|------|
| 総棟数 (a=d+e) | 3 | 8 | 0 | 3 | 2 | 16 |
| 耐震性があると判断されるもの (b=d+f) | 3 | 8 | 0 | 3 | 2 | 16 |
| 耐震化率 (c=b/a) | 100% | 100% | — % | 100% | 100% | 100% |
| 昭和57年以降に建築された棟数 (d) | 1 | 6 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| 昭和56年以前に建築された棟数 (e) | 2 | 2 | 0 | 3 | 1 | 8 |
| 耐震性を有するもの 又は有すると推測されるもの (f) | 2 | 2 | 0 | 3 | 1 | 8 |
| 耐震化が必要なもの (g) ※ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 上記耐震化には除去・改築等を含む。

(3) 公営住宅（村営住宅）の耐震化の現状及び目標

村営住宅は、27戸、16棟を管理しています（令和3年3月31日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは3棟で、現在耐震性が確認されたものはなく、現在の耐震化率は81%となっています（表-9）

また、令和7年における村営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

（表-9）村営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

| 建築物の分類 | 低 層 | 合 計 |
|------------------------|--------------|--------------|
| 構造・規模等 | 平屋・2階建て | |
| 総棟数 (a) (構成比) | 16 (100%) | 16 (100%) |
| 耐震性を満たしているもの (b) | 13 | 13 |
| 耐震化率(c=b/a) | 81% | 81% |
| 昭和57年以降に建築された棟数 (d) | 13 | 13 |
| 昭和56年以前に建築された棟数 (e) | 3 | 3 |
| 耐震性を有するもの (f) | 0 | 0 |
| 未診断(g) | 3 | 3 |
| 耐震化率の目標(h) | 100% | 100% |

(4) 耐震診断結果の公表等

村有施設にあっては、耐震化の状況を、別途村のホームページ等で公表することとします。

5 避難施設の耐震化について

喬木村地域防災計画に位置付けられた避難施設には、前出の「多数の者が利用する特定建築物」や公共建築物に該当しないものがあります。

具体的には、地区集会所や公民館など合計24棟が該当します。

これらの内、昭和56年以降に建築された19棟では耐震性を有すると思われます。耐震診断や耐震改修も、本計画に合わせて順次進めていくこととします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担 (図-2)

ア 住宅や建築物の所有者 (以下「所有者」という。)

現在、資金的な問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。

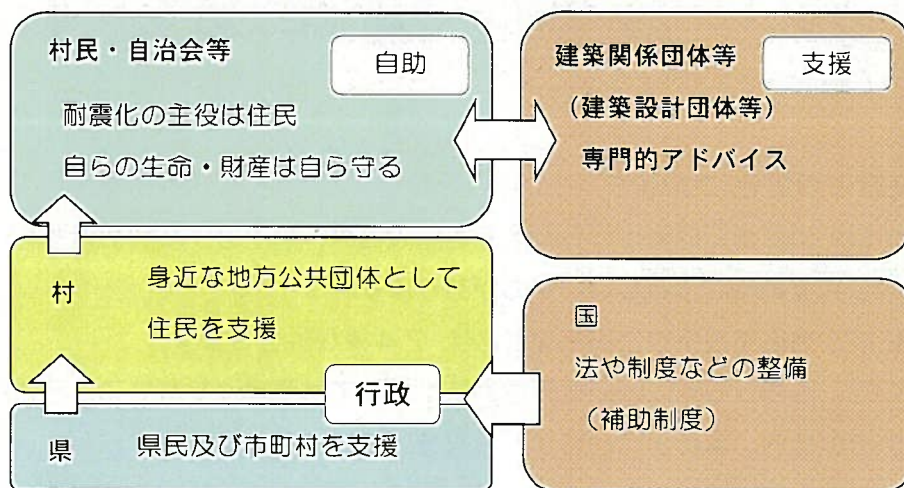
イ 関係団体等

建築関係団体等にあつては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが望まれます。

ウ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に依りて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

(図-2) 耐震化を推進するための役割分担



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

ア 住宅に関する支援

村においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 16 年度から、耐震診断耐震補強事業を実施してきました。

村民が耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、昭和 56 年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます。(表-10)

(表-10) 事業の概要

| 区 分 | 耐震診断 | 耐震改修 (補強または現地建替) |
|-------------|---|--|
| 対象建築物 | ◇昭和 56 年以前の住宅 ◇避難施設となる建築物 | |
| 助成内容 | 市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成 | 耐震改修(補強)工事に要する経費に助成 |
| 補 助 対象経費 | 6.5 万円/戸 | 改修工事費の 8 割 (補助限度額 100 万円/戸) |
| 補 助 率 | 所有者 : 負担なし 国 : 1/2 県 : 1/4 村 : 1/4 | 所有者 : 1/5 国 : 2/5 県 : 1/5 村 : 1/5 |

イ アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「喬木村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

ウ 建替え、住替えの促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約 40 年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

(1) 住民等が耐震改修等を行しやすい環境の整備

個人住宅にあつては、広報紙等の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、村に「耐震改修相談窓口」を設けることとします。

また、県では耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿簿の閲覧や紹介などを行っています。診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけています（表-11）。

(表-11)

| | |
|------------------------------|---------|
| 長野県木造住宅耐震診断士の登録数（R2.3.31 現在） | 2,538 名 |
| うち下伊那地域の登録者数 | 205 名 |

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会を通じて、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、地域住民が自ら行う地域内の危険ブロック塀等の転倒防止対策を支援します。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

非構造部材の耐震対策について、現行の基準に合っていないものに対しては、改修を行うよう指導・啓発等を検討します。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携して進めます。

(4) 宅地の耐震対策

宅地については、令和元年度に、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域の調査を行いました。村内に該当する区域はありませんでした。

5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進します(表-13)。

(表-13) 事業の概要

| 区 分 | | 【事業名】概 要 | 補 助 率 | | |
|----------------------------------|-------------------|---|-------|-----|-----|
| | | | 国 | 県 | 市町村 |
| 危険住宅の移転等 除却、新築・移転先 の土地の購入等 | 除却補助 ・ 利子補給 | 【がけ地近接等危険住宅移転事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| 砂 防 設 備 | 整備 | 【住宅宅地基盤特定治水施設等整備】 (住宅・建築物の耐震改修支援) 住宅市街地を保全するために必要な 土砂災害防止施設の整備 | 1/2 | 1/2 | - |
| 急傾斜地崩壊 防止施設 | | | | | |

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、喬木村地域防災計画又は県計画に定められた道路を緊急輸送道路とし、その沿道建築物の耐震化を促進します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について積極的に実施するものとします。

1 地震に関するハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者等が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者等又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、地震に関するハザードマップを作成及び公表していくこととします。

また、地盤崩壊の危険性、避難の困難さ等の有無を周知し、建築物の所有者等の意識啓発を図ります。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修相談窓口では、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びに講習会の開催

住宅の耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレット等を作成及び配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、区及び自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援などを直接住民に説明するための出前講座を開催します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用及び施工面において効率的であることから、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 自治会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、県と連携し、啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等について

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

7 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、長野県耐震改修促進計画にあわせ、随時見直すこととします。

別表1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

| 用 途 | 規 模 (指導・助言対象) | 参 考 (指示対象) |
|--|------------------|-----------------|
| 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ500㎡以上 | 階数2以上かつ750㎡以上 |
| 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 | 階数2以上かつ1,500㎡以上 |
| 学校(上記学校を除く。) | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上 | 階数2以上かつ2,000㎡以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 階数1以上かつ1,000㎡以上 | 階数1以上かつ2,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | | |
| 集会場、公会堂 | | |
| 展示場 | | |
| 卸売市場 | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | |
| ホテル又は旅館 | | |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿 | | |
| 事務所 | | |
| 博物館、美術館又は図書館 | | |
| 遊技場 | | |
| 公衆浴場 | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | |
| 工場 | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの | | |
| 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | |

別表2 (要緊急安全確認大規模建築物)

| 用 途 | 規 模 |
|--|--------------------------------------|
| 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。 |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの） | 階数1以上かつ5,000㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | |
| 集会場、公会堂 | |
| 展示場 | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| ホテル又は旅館 | 階数2以上かつ5,000㎡以上 |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの | |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | |
| 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ1,500㎡以上 |
| 博物館、美術館又は図書館 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 遊技場 | |
| 公衆浴場 | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物 |

